

監査監第 1 8 3 4 号

令和 4 年 3 月 2 9 日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市議会議長 阪 本 克 己 様

さいたま市監査委員 大 内 美 幸

同 工 藤 道 弘

同 傳 田 ひろみ

同 神 坂 達 成

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査（出資団体）を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 出資団体

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会

(2) 所管課

都市局 まちづくり推進部 区画整理支援課

(3) 対象事務

出資団体に係る出納その他の事務の執行について（令和2年度及び他の年度）

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 所管課

ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。

イ 出資金等の支出手続は適正か。

ウ 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

エ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

オ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

カ 増・減資等はあるか。

キ 出資団体に派遣している職員があり、給与を負担している場合、その根拠は条例に規定されているか。また、職員が派遣先で行う業務は、法に定めるものであるか。

ク 有価証券の保管は良好か。

(2) 出資団体

ア 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

イ 出資が有効に生かされ、市民の福祉の増進につながっているか。受益者負担

は適切か。定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握し、社会経済情勢の変化に対応しているか。

ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

エ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

オ 経営成績及び財政状態は良好か。

カ 収益率及び財務比率は良好か。また、人件費の内容及び金額は事業規模に比し適切か。

キ 経理・庶務事務は適正に行われているか。

ク 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。

ケ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

コ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。

サ 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。

シ 団体が一般社団法人となっている場合に、出捐した財産は計画に基づき適切に公益目的のために使用されているか。

ス 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

セ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

ソ 団体の機関は有効に機能しているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、出資に係る事務事業及び会計経理等が適正に執行されているか否かについて、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象団体内

(2) 監査期間

令和3年11月22日（月）から令和4年3月22日（火）まで

6 出資団体の概要

(1) 設立目的

さいたま市における土地区画整理事業の発展と推進を図り、あわせて都市計画

事業を促進し、もって健全な市街地の造成に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

- ア 土地区画整理事業に関する業務の受託
- イ 土地区画整理事業に関する業務の指導
- ウ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 出資状況

市の出資金は1千万円であり、出資比率は100%である。

7 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 都市局まちづくり推進部区画整理支援課

出捐証書等の保管、団体に対する指導監督等について、関係書類等を調査した結果、いずれも適正に行われていた。

(2) 一般財団法人さいたま市土地区画整理協会

定款及び諸規程の整備、設立目的に沿った事業の運営、法令等に準拠した決算諸表等の作成、関係帳票等の整備、会計経理及び財産管理等について、関係書類等を調査した結果、事務の一部に次のとおり適正な事務執行を要する事項が見受けられた。

ア 協会の文書管理において、一般財団法人さいたま市土地区画整理協会文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）を定めているものの、文書管理規程に基づいた文書管理（保管、管理、廃棄等）の処理を行っていなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

イ 個人情報の管理において、個人情報取扱事務台帳を作成していなかったため、一般財団法人さいたま市土地区画整理協会個人情報保護規程第4条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

ウ 附属明細書、「2. 引当金の明細」及び財産目録において、賞与引当金の当期末残高が貸借対照表と一致していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

エ 財務諸表に対する注記、「4. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」において、国際協力機構【17】の時価及び評価損益の金額に誤りがあったため、適正な事務処理を行うべきである。

- オ 基本財産について、一般財団法人さいたま市土地地区画整理協会定款（以下「定款」という。）第5条第1項に基づき、理事会で基本財産に投資有価証券（債券）を指定する旨の決議がされていたが、当該投資有価証券（債券）は既に償還を迎え、定款で定めた基本財産が存在しない状態になっていたため、適正な事務処理を行うべきである。
- カ 消耗什器備品の管理において、所在が不明であるもの、台帳上の所在と合わないもの等、現状と台帳の差異が多数あったため、一般財団法人さいたま市土地地区画整理協会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第25条及び一般財団法人さいたま市土地地区画整理協会固定資産及び消耗什器備品管理要領第7条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。
- キ 計算書類等の法令で定められた書類等について、書類の一部が事務所に備え置かれておらず、また、閲覧が可能な状態になっていなかったため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第199条が準用する第129条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。
- ク 保険料において、翌期分を前払費用として繰り延べていなかったため、公益法人会計基準に基づき、適正な事務処理を行うべきである。
- ケ 什器備品（ノートパソコン）において、減価償却の償却率を誤り、減価償却費を多く計上していたため、公益法人会計基準に基づき、適正な事務処理を行うべきである。
- コ 賞与引当金について、法定福利費の算出を誤り過剰に計上していた。また、引当が不要な職員について誤って計上していたため、公益法人会計基準に基づき、適正な事務処理を行うべきである。
- サ 資金の運用について、定期預金の運用にあたり理事長の決裁を受けていなかったため、一般財団法人さいたま市土地地区画整理協会資金運用管理規程第8条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。
- シ 役員の選任について、理事長及び副理事長の選定にあたり、評議員会において理事の選任の決議がされていないにもかかわらず、すでに選任されたものとして、理事会に理事長等の選定案が提出されていたため、定款第26条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。
- ス 事業報告書及び財務諸表等が理事会で承認を受ける前に、評議員会に提出されていたため、定款第8条第2項及び会計処理規程第29条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

セ 評議員会の開催について、理事会の決議に基づき理事長が招集することになっているにもかかわらず、理事会と評議員会の開催に係る通知について同日に決裁、発送が行われていたので、一般法人法第181条及び定款第18条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(3) 意見

ア 業務執行理事である副理事長のあり方について

定款第25条第4項により副理事長が業務執行理事となっているが、副理事長は非常勤役員であり、かつ理事長決裁の場合でも副理事長には回議していない状況が見られ、業務執行理事として法人の業務執行への関与が希薄になっていた。副理事長の選任の必要性や業務の見直し等、副理事長のあり方について検討されたい。

イ 会計処理の適正性について

特定資産の満期保有目的債券について、債券が償還日を迎え元金が普通預金に入金されたにもかかわらず会計処理を行っておらず、普通預金の残高と総勘定元帳に差異が生じていた。会計処理規程には、帳簿等を確認する規定はないが、毎月末に試算表等を活用し、帳簿と資産の状況を突合するなど、必要な確認を行うことで、会計処理の適正性を担保されたい。

ウ 団体の機関の運営について

指摘事項にも記載したとおり、評議員会の開催にあたり、理事会と評議員会の開催に係る通知が同日に決裁、発送されていた。また、決算監査にあたり、監事への計算書類等の提出が監査当日となっており、事前確認のための必要な期間が確保されていなかった等、団体の機関の運営が形骸化している傾向が見受けられた。法令や定款に基づいた運営を行うことで、団体の機関が有効に機能するよう事務の見直しを検討されたい。

エ 組織的な確認体制の構築について

指摘事項にも記載したとおり、賞与引当金の当期末残高及び引当額、満期保有目的債券の時価及び固定資産の減価償却率に誤りが見受けられた。これは作成時の転記ミス等が原因で発生したものであるが、誤りが発見されることなく、計算書類等が対外的に公表されてしまっていた。組織として計算書類等の確認体制の構築や、日常業務におけるダブルチェック等のチェック機能の強化が図られるよう検討されたい。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。